

新旧対照表 ガス小売供給約款 令和 7 年 9 月 1 日実施

旧	新
7 供給契約の成立および契約期間 (2)契約期間は、次にあります。 イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 2 年目の日までといたします。 ロ 当社またはお客さまのいずれから、契約期間満了の 1 か月前までに供給契約の終了または変更の申し出がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も 2 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。	7 供給契約の成立および契約期間 (2)契約期間は、お客さまからの申し込みを当社が承諾してから、34（供給契約の終了）により、当社が解約手続きを完了するまでとします。
32 供給契約の変更 (1)お客さまがガスの供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たにガスの供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。 (2)(1)により供給契約が変更される場合には、当社は、2（供給条件および料金表の変更） —（4）および（5）に準じて供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行うものとし、お客さまにはこれをあらかじめ承諾していただきます。	32 供給契約の変更 お客さまが供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。また、適用を受ける料金表の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日の翌日といたします。
34 供給契約の終了 (1)お客さまが当社からガスの供給を受けることを終了しようとされる場合は、あらかじめその終 子期日を定めて、当社に通知していただきます。—この場合において、ガスの供給を受けるガス小売事業者を当社以外の他のガス小売事業者とする場合を除き、当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日にお客さまへの供給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。	34 供給契約の終了 (1)お客さまが当社からガスの供給を受けることを終了しようとされる場合は、廃止の期日の 15 日前までに、当社に通知していただきます。この場合において、ガスの供給を受けるガス小売事業者を当社以外の他のガス小売事業者とする場合を除き、当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日にお客さまへの供給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。

新旧対照表 ガス小売供給約款 令和 7 年 9 月 1 日実施

旧	新
(2)～(5) (省略) (6) お客さまの申し出もしくは、お客さまの事由により供給開始月から起算して 24 か月未満の期間内に解約となる場合、解約事務手数料をお支払いいただきます。金額については、別途書面に定めるものといたします。ただし、以下の理由の場合を除きます。 イ 転居により解約する場合で、転居先でも当社ガスをご購入いただく場合または当社ガスの供給を転居先で受けることができない場合 ロ 建替により解約する場合で、建替後も当社ガスをご購入いただく場合 ハ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合で当社がそれを認めた場合 (追加) (追加)	(2)～(5) (省略) (削除) 46 管轄裁判所 供給約款に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所といたします。

旧	新
契約期間 供給契約が成立した日から料金適用開始の日以降2年目の日までの期間 供給開始予定日 申込用紙またはお申込み後にお届けする「供給開始までのご案内」をご確認ください。 契約更新の取扱 契約期間が満了する1か月前までにお客さままたは当社どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に契約が更新されます。※契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する場合は、あらかじめ通知いただく必要があります。 請求及び収納事務手数料 お客さまが当社の灯油または電気と都市ガス料金を合算して請求・収納できない場合、請求及び収納事務手数料として220円(税込)をお支払いいただきます。 解約金 1.お客さまの申し出もしくは、お客さまの事由により供給開始月から起算して24か月未満の期間内に解約となる場合、解約事務手数料として4,070円(税込)をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。 ●転居により解約する場合で、転居先でも当社ガスをご購入いただく場合または当社ガスの供給を転居先で受けることができない場合 ●建替により解約する場合で、建替後も当社ガスをご購入いただく場合 ●その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合で当社がそれを認めた場合 2.お客さまは、当社が一般ガス導管事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料	契約期間 お客さまからの申し込みを当社が承諾してから、当社が解約手続きを完了するまでの期間 供給開始予定日 申込用紙または締結後交付書面をご確認ください。 契約更新の取扱 (削除) 請求及び収納事務手数料 (削除) 解約金 お客さまは、当社が一般ガス導管事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社にお支払いいただきます。

旧	新
金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社にお支払いいただきます。 再請求手数料 支払いが滞り、期日までに引き落としが確認できなかった場合、振込用紙が郵送されます。この振込用紙にてお支払いいただけない場合は翌月の請求書に督促文が表記されます。督促文のついた請求書の金額が引き落としにならない場合は、再請求手数料 400 円（税込）を別途申し受け、またお支払い方法の変更をお願いさせていただく場合がございます。 解約・契約変更の方法 他のガス小売事業者への切替にともなう解約については、当社へご連絡いただく必要はなく、切替先のガス小売事業者へお申込みください。解約・契約変更については、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。 契約に関わる注意事項 1～3（省略） 4. 当社は、料金改定をする場合があります。その改定が値上げとなる場合は、書面またはホームページにて通知するものとします。万が一値上げに同意いただけない場合は供給開始から24か月未満であっても解約事務手数料なしで他のガス小売事業者へ切替えていただくことが	再請求手数料 支払いが滞り、期日までに引き落としが確認できなかった場合、振込用紙が郵送されます。この振込用紙にてお支払いいただけない場合は翌月の請求書に督促文が表記されます。督促文のついた請求書の金額が引き落としにならない場合は、再請求手数料 330 円（税込）を別途申し受け、またお支払い方法の変更をお願いさせていただく場合がございます。 解約・契約変更の方法 (1) ガスの使用を終了しようとする場合は、原則として、終了期日の15日前までに、当社へ通知していただきます。この場合、当社または当該一般ガス導管事業者が終了期日に供給を終了させるための適当な処置を行なうにあたり、必要に応じてお客さまに協力していただきます。なお、他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へ連絡する必要はなく、切り替え先のガス小売事業者へお申込みください。 (2) 契約変更については、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、料金プラン等の変更をされる場合は、原則として、お申込み月の検針日の翌日から適用しますが、間に合わない場合には翌検針日の翌日から適用します。 契約に関わる注意事項 4. 当社は、料金改定をする場合があります。改定を行う場合は、書面またはホームページにて通知するものとします。

旧	新
できます。なお、料金改定が値下げ、または料金プランの追加である場合はこの限りではありません。 ガス小売供給約款（抜粋） 34 供給契約の終了 (1)お客さまが当社からガスの供給を受けることを終了しようとする場合は、あらかじめその終 子期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合において、ガスの供給を受けるガス 小売事業者を当社以外の他のガス小売事業者とする場合を除き、当社は、原則として、お客 さまから通知された終了期日にお客さまへの供給を終了させるための適当な処置(メーターガス 栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。なお、この場合には、必 要に応じてお客さまに協力をしていただきます。	ガス小売供給約款（抜粋） 34 供給契約の終了 (1)お客さまが当社からガスの供給を受けることを終了しようとする場合は、終了の期日の 15 日前までに、当社に通知していただきます。この場合において、ガスの供給を受けるガス小売事業 者を当社以外の他のガス小売事業者とする場合を除き、当社は、原則として、お客さまから通 知された終了期日にお客さまへの供給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓そ 他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。なお、この場合には、必要に応じて お客さまに協力をしていただきます。